

# 北山ダム湖面使用船舶等登録規則

## (目的)

第1条 北山ダム他目的使用規則第4条第4項に規定する船舶等の登録に関し以下のとおり定めることにより、登録事務の円滑化をはかる事を目的とする。

## (定義)

第2条 この規定における用語の意義は次に掲げるとおりとする。

- |           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 基本計画  | 北山ダム湖面使用基本計画                    |
| (2) 使用規則  | 北山ダム他目的使用規則                     |
| (3) 対策会   | 北山湖環境保全及び安全対策会                  |
| (4) 登録船舶  | 既に対策会に登録されている船舶                 |
| (5) 新規申請者 | 新に湖面使用登録を申請するもの                 |
| (6) 更新申請者 | 既に当対策会に登録があり、有効期限満了に伴い更新申請をするもの |

## (登録申請)

第3条 北山ダム湖面において一般船舶等の使用に際し、当対策会への新規・更新登録を受けようとする者（以下「一般使用登録申請者」という。）は、北山ダム湖面使用一般用船舶等新規・更新登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 住民票もしくは自動車運転免許証の写し
- (2) 船外機利用者は船舶検査証の写し
- (3) 賠償責任保険加入証の写し（登録時に加入が証明できる書類）
- (4) 船舶操縦士免許証の写し
- (5) 誓約書（様式第3号）
- (6) 別表第1手数料の項第1号に規定する登録手数料

2 北山ダム湖面において業務用船舶等の使用に際し、当対策会への新規・更新登録を受けようとする者（以下「業務用使用登録申請者」という。）は、北山ダム湖面使用業務用船舶等新規・更新登録申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 船外機を使用する場合は船舶検査証の写し
- (2) 賠償責任保険加入証の写し
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 別表第1手数料の項第2項に規定する登録手数料

3 公共性及び公益性があり、会長が必要であると認めたときは、手数料を減免することができる。

(登録の決定)

第4条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、登録の可否を決定するものとする。

(登録の条件)

第5条 会長は、登録を決定する場合において、基本計画及び使用規則による規定を遵守すること及びその他目的を達成するために必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(登録証の交付)

第6条 会長は、北山ダム湖面使用新規登録を決定したときは、北山ダム湖面使用登録証(以下「登録証という。」)(様式第5号)及び有効期限証(以下「期限証」)(様式第6号)を申請者に交付し、北山ダム湖面使用船舶等登録決定通知書(以下「決定通知書」という。)(様式第7号)により申請者へ通知するものとする。

2 更新登録申請の場合は、決定通知書及び期限証のみを更新登録申請者に交付するものとする。

3 会長は、登録証及び期限証を交付することが不相当であると認めるときは、その理由を付してその旨新規・更新申請者へ通知するものとする。

(有効期限)

第7条 湖面使用登録の有効期限は登録年度の7月より2カ年間とする。

(登録証及び期限証の貼付)

第8条 登録証及び期限証は、登録船舶の船首左舷外側の見えやすい場所に貼付しなければならない。

(登録証及び期限証の再発行)

第9条 登録証及び期限証の交付を受けたもの(以下「使用登録者」という。)が登録証又は期限証を紛失又は汚損・破損した場合は、再発行を受けなければならない。

2 登録証及び期限証の再発行を行う場合はそれぞれ別表第1手数料の項第3号に規定する手数料を徴収する。

(登録船舶の変更)

第10条 登録船舶の買替え等により、登録内容を変更する必要がある、登録証及び期限証の再発行を場合も従前の例による。

(登録証の譲渡)

第11条 使用登録者は当該登録証及び期限証を他人に譲渡することができないものとする。

(登録船舶の廃止)

第 12 条 使用登録者が登録船舶等を廃止する場合は、北山ダム湖面使用登録船舶等廃止届（様式第 8 号）により、対策会へ届け出なければならない。

(登録の取消)

第 13 条 使用登録者が、基本計画及び使用規則に違反し、その行動が目に見える場合は、当該使用登録者の湖面使用登録を取消することができる。

2 前項による取消を受けた者は、登録船舶より速やかに登録証及び期限証を外し、当該登録証及び期限証を対策会へ返還しなければならない。

附則 この規則は、平成 18 年 5 月 23 日から施行する。

附則 この規則は、令和 6 年 5 月 8 日から施行する。

#### 別表第 1

##### 手数料

1	登録手数料（一般用）	4,000円
2	登録手数料（業務用）	1,500円
3	再発行手数料	1,000円

様式第 5 号 (第 6 条関係)

○北山ダム湖面使用登録証



様式第 6 号

○有効期限証

